

フィリピン労働法典（仮訳）

—海外労働者送出関連条項を中心として—

村下博

(解説)

フィリピンは、アジアにおいて有数の労働力送出国である。同時に、労働力の送出に関してそれを実施する政府の政策、また政策の実施を担保する法制度も、相対的に早期に確立し、また他のアジア諸国に比べても充実している国である。そこで、フィリピンの労働力送出の政策と法を研究する手初めとして、フィリピンの労働法典のなかで、労働力の送出にかかる関連条項を訳出するものである。

ところで、アジア全体の労働力移動の現代的特徴およびその変化について、次の指摘があり、若干整理して紹介しておこう
 (労働大臣官房国際労働課編著『海外労働白書－平成四年版』)

日本労働研究機構四八九ページ以下)。まず第一に、アジアの労働力送出国においては、労働者送出のプロセスの商業化が看取され、送出国の余剰労働力を合法・不法を問わず募集し紹介する「リクルート」産業が発展、確立しており、結果として迅速かつ大規模に行われることになっている。送出国の政府も、重要な外貨獲得のための政策として組織的に労働力送出の法制度を確立させており、その代表例として、フィリピンの海外雇用庁 (P O E A) およびバングラデシュの雇用促進訓練局 (B M E T) を挙げている。第一に、I L Oによれば、労働力送出国間で競争が発生し、とくにいわゆる単純労働者の労働条件の低下が起つており、労働者の保護という課題が浮上している。第三に、受入れ国での受入れ形態をみると、湾岸諸国、シンガ

ボール、日本などが典型的であるが、受入れ労働者が単身者であることを好み、労働者の定住を好まない傾向が看取される。第四に、受入れ職種においても、建設関連中心のものから設備メンテナンス、サービス関連に変化し、男子の単純労働力から女子労働力に比重を変化させている。第五に、アジアの受入れ国においては不法就労者の増加がみられる。ヨーロッパに比べて、労働力不足に対して大量の外国人労働力を導入するのでなく、厳格な出入国管理制度を有する反面、不法就労者の流入への適切な行政能力が及んでいないとしている。これらの指摘は、アジアの労働力移動に関して送出国、受入れ国双方に対する重要な論点を提供している。今後のアジアの労働力移動を展望する場合、アジアの受入れ国とともにその立場にある日本の政策と法の分析は不可欠であるが、その一方で送出国の政策と法の分析もより重要である。その意味でここでは、その出発点となる法規範であると考えられる関連条項の訳出を試みたい。

(2) フィリピンでは、一九七〇年代の中葉において中近東諸国との労働力需要に対応して、フィリピン国内にかかる熟練度のまた教育水準の高い労働力の輸出を志向して、労働力の募集または海外雇用計画の策定を行い、対応した。そして労働力送

出政策を法制化すべく、一九七四年には労働法典に海外雇用のための関連条項を導入し、行政機関としては次の三つを創設した。すなわち、雇用サービス局 (Bureau of Employment Service=BES)、海外雇用促進委員会 (Overseas Employment Development Board=OEDB)、国家船員委員会 (National Seaman Board=NSB) である。これらの三つの行政機関は、一九八一年五月合体統合され、フィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration=POEA) が設立されたことになる。上述のとくに、近年のフィリピン海外雇用政策の経緯であるが、いじれば、フィリピン労働法典（一九七四年五月一日改正）を訳出した。政策の展開をみるためには、あえてフィリピンの海外雇用政策の出発点となつた労働法典への関連条項の導入という事実が不可欠であると考えたからである。訳出に使用した法典は、一九九二年出版でかつ第一版の『フィリピン労働法典』である。編集、刊行は Vicente B. Foz によるので、発行者はフィリピン法律官報 (Philippine Law Gazette) である。いじば、上述の NSB を除き、BES のおよび OEDB の関連条項も訳出した。

(3) フィリピン労働法典は、次のような構成となつている。第一編・雇用関係成立前、第二編・労働力＝人的資源開発計

画、第三編・雇用条件、第四編・健康、安全および福祉、第五編・労働関係、第六編・雇用関係終了、第七編・罰則その他の構成となつており、日本の労働法体系からみると、職業安定法などの雇用保障法、労働基準法、労働安全衛生法などの労働者保護法、労働組合法などの労働団体法などに、解雇保護法を加えた、総合的な労働法典となつていて。各編にはより細部の規定を有する諸規則および大統領命令があり、それらが一体として労働法の体系を構成していると考えられる。

ここに訳出した労働力送出あるいは海外雇用に関連する部分としては、第一編の雇用関係成立前(Pre-Employment)であり、この部分にも関連規則(Implementing Rules)があり、次のような構成となつていて。I 用語の定義、II 雇用促進、III 募集および紹介、IV 募集・紹介への民間部門の関与、V 民間職業紹介業者、VI ライセンスの取消または停止、VII 海外建設業および企業輸出計画、VIII 民間募集企業、IX OEDB、X NSB、XI 陸上海外契約労働者にかかる紛争、XII 違法募集、XIII 外国為替による送金、XIV 外国人雇用の構成である。さらにこの関連規則に加えて、一九九一年三月三一日制定の海外雇用関連規則(Rules and Regulations Governing Overseas Employment)があり、より細部にわた

りフィリピン海外雇用行政およびPOEAの運営にかかる規定を有している。この規則は、第一編・政策一般、第二編・免許と規制、第三編・民間業者による職業紹介、第四編・公行政による職業紹介、第五編・市場開発および雇用基準の設定、第六編・募集違反とその事例、第七編・雇用関係、第八編・福祉と雇用サービス、第九編・一般的かつその他の規定の構成となつており、条項数は約二二〇カ条をこえるものとなつていて。訳出した第一編の雇用関係の成立前というタイトルは、法規範の内容からみれば、職業紹介に関するものであり、公共職業紹介とあわせ民間業者による職業紹介も対象としている。職業紹介の範囲は、完全雇用の達成のために、まず国内とくに地方での職業紹介の活性化を志向していることである。そしてここでの訳出の目的でもある海外雇用、すなわち労働力の送出にかかる公共・民間の職業紹介の活動に関する条項を設けていた。上述したように、一九七四年に創設されたBES、OEDB、NSBは、一九八二年のPOEA発足に際して廃止、統合されているが、法規範としては現在に至るも削除されていない。海外雇用にかかるわけでは、国家の政策として、海外雇用を促進する立場から、最良の雇用条件の確保とフィリピン国民・労働者の保護を目的にかかげ、そのうえで民間業者による労働

料

者の募集、紹介活動に対し登録または免許・資格制度による規制を加えるものとなつてゐる。民間業者による違法な募集、紹介、あつせん活動への規制にとって、いかほどの実効性があるかどうかは別にして、少なくとも法規範レベルでは厳格な監督行政が確立しているとみてとれる。さらに、在外公館が具体的にはOWWA（海外労働者福祉庁）の在外事務所との協力により、自国の労働者への援助、保護を行う職務についても規定している。この他、強制送金、民間業者の各種の資格要件、職業紹介の手数料、募集・紹介にかかる禁止行為、違法募集の範囲、罰則なども規定している。これらの各条項からは、フィリピンの海外雇用にかかる労働法上の規制について一定の理解を得ることは可能である。とくに、アジアの労働力送出国における悪質かつ違法な民間業者による労働者の募集、紹介、あつせん活動が、国際的なレベルでの規制の必要性を招来しており、このフィリピン労働法典における海外雇用にかかる諸規定はその意味では重要な問題を提起しているといえよう。

第一編 雇用関係成立前

者の募集、紹介活動に対し登録または免許・資格制度による規制を加えるものとなつてゐる。民間業者による違法な募集、紹介、あつせん活動への規制にとって、いかほどの実効性があるかどうかは別にして、少なくとも法規範レベルでは厳格な監督行政が確立しているとみてとれる。さらに、在外公館が具体的にはOWWA（海外労働者福祉庁）の在外事務所との協力により、自国の労働者への援助、保護を行う職務についても規定している。この他、強制送金、民間業者の各種の資格要件、職業紹介の手数料、募集・紹介にかかる禁止行為、違法募集の範囲、罰則なども規定している。これらの各条項からは、フィリピンの海外雇用にかかる労働法上の規制について一定の理解を得ることは可能である。とくに、アジアの労働力送出国における悪質かつ違法な民間業者による労働者の募集、紹介、あつせん活動が、国際的なレベルでの規制の必要性を招来しており、このフィリピン労働法典における海外雇用にかかる諸規定はその意味では重要な問題を提起しているといえよう。

- (a) 労働力の訓練、配置、利用を改善することにより完全雇用状態を維持、促進すること。
- (b) 可能なかぎり最良の雇用条件を確保することにより、地方あるいは海外で労働しようとするすべての国民を保護すること。

と。

- (c) 国家利益に合致して求職する者に対して、自由な適職選択を助成すること。
- (d) 国家利益に従つて、労働者の移動を規制ないし促進すること。
- (e) 登録制度ないし労働許可制度の確立により、外国人雇用を規制すること。
- (f) 国家の発展目標に従つて、公共職業安定所のネットワークを強化すること、および地方あるいは海外での労働者の募集、紹介への民間部門の関与を合理化すること。
- (g) 海外でのフィリピンの名譽をまもるために、海外雇用のフィリピン労働者の選考にあたっては慎重に行うこと。

第一章 労働者の募集および紹介

第一節 一般規定

第二十三条（用語の意義）

(a) 「労働者」とは、雇用労働者、失業労働者にかかわらず、すべての労働能力を有する者をいう。

(b) 「募集および紹介」とは、営利目的か否かにかかわらず、地方あるいは海外の雇用のために、労働者を勧誘、徴募、契約、輸送、使用、採用またはあっせんするすべての行為をい

う。またこれらの行為には、求人、契約サービス、受諾、求職公告も含まれる。ただし、いかなる方法であれ二人またはそれ以上の者を有料で雇用を申し出あるいは約束する者はすべて、募集、紹介に関与するものとみなす。

(c) 「民間有料職業紹介業者」とは、労働者からまたは使用者から、あるいは双方から紹介料をとり、労働者の募集、紹介に関与した者をいう。

(d) 「ライセンス（免許）」とは、民間の職業あっせんを行う者に労働省が交付した書証をいう。

(e) 「民間募集業者」とは、有料か否かまた直接か間接かを

問わず、労働者あるいは使用者から何らかの手数料をとり、地方あるいは海外への労働者の募集、紹介に関与するすべての者あるいは団体をいう。

(f) 「許可」とは、民間募集業者として募集なしし紹介の活動に関与する個人あるいは団体に労働省が交付した書証をいう。

(g) 「船員」とは、海上航海をする船舶に雇用されるすべての者をいう。

(h) 「海外雇用」とは、フィリピン国外での労働者の雇用をいう。

(i) 「移民」とは、労働者であると否とにかかわらず、受入れ国での移住査証ないしは在留許可、あるいはそれに準ずる資格により、外国に移住するすべての者をいう。

第四十四条（雇用の促進）

労働長官は、左記の権能、権限を有する。

(a) 必要に応じて、労働省管轄下の現行職業安定機関に加えて、新しい職業安定機関を組織ないしは設立すること。

(b) 国内の他地域の雇用機会ならびに海外の雇用機会を、特定の職業安定機関に登録している求職者に情報を提供するため、国家レベルでの求職情報交換システムを組織ないし設立す

ること。

料

(c) 職業、産業、地理上の労働力移動を促進し、またある地域から他の地域に労働者を再配置することを援助する計画の促進または組織すること。

(d)

労働長官の指示に従い、職業情報の提供を、すべての個人、団体、組織、機関に要請すること。

第一五条（雇用サービス局）

(a) 雇用サービス局は、主として包括的な雇用計画を企画し実行する責任を有し、また同局は、左記の権限と責務を有する。

1 本章の雇用促進という目的を達成するために、計画を組織化しつつ進展させること。

2 地方および海外での労働者の募集、紹介への民間部門の関与を規制するために、登録ないしは免許制度を設立しまた維持すること。さらに労働省の発布する規則に従って、フィリピン人契約労働者に可能なかぎり最良の雇用条件を確保すること。

3 不利な立場にあるグループならびに集団に有利となる雇用計画を組織化しつつ進展させること。

4 外国人雇用を規制するために、登録制度ないしは労働

5 適切な労働力開発計画のために、労働市場情報システムを進展させること。

6 適切な人的資源の配置のために、責任ある職業補導ならびに適性検査制度を進展させること。

7 さらに、船員を除く、中央技能登録制を維持すること。

(b) 労働省の地方事務所は、船員を除く海外雇用のフィリピン人労働者に対して、すべての法あるいは契約より生ずるかつ帰因とする労働関係のすべての事項あるいは事例（金銭紛争も含めた）に第一義的かつ排他的な管轄を有する。ただし、雇用

サービス局は、首都圏においては、労働省が適切とみなした場合にはいつでも、右記の権限を行使することができる。本章の規定により労働省が権限を付与した場合には、地方事務所あるいは雇用サービス局の決定は、本法二二三條所定の手続により、国家労働関係委員会に上訴することができる。国家労働関係委員会の決定は、最終審決であり上訴することはできない。

(c) 労働省は、雇用サービス局の勧告した割合に従い、手数料を課しかつ徴収する権限を有する。この手数料は、大統領命令一一七七号四〇条の規定に従い、雇用サービス局の目的促進のために、一般基金の特別財源として国庫に供託される。

第六条（民間募集）

本章第二節の規定を除き、公共職業安定機関以外には、何人も、労働者の募集、紹介に関与することはできない。

第七条（海外雇用開発委員会）

関係する個人および団体と協力して、国内需要をこえたフィリピン人労働者の海外雇用の体系的計画を企画するために、また公平な雇用慣行に対する海外労働者の権利を保護するため、海外雇用開発委員会を創設する。同委員会は、左記の権限と責務を有する。

- 1 包括的市場振興・促進計画により、フィリピン人労働者の海外雇用を推進すること。
- 2 政府間の取り決めに従い、フィリピン契約労働者の可能なかぎり最良の雇用条件を保障し、かつさらに確保すること。
- 3 政策が意図する政府間協定ないしは他の分野の協定に従い、海外雇用のために労働者を募集、紹介すること。
- 4 海外雇用福祉・訓練基金信託委員会の補助機関として活動すること。

第八条（直接採用の禁止）

使用者は、労働長官の認可をうけた機関または個人を通じる

ことなく、海外雇用にフィリピン人労働者を採用することはできない。労働長官の許可をうけた国内団体の構成員、国際組織、これに準ずる使用者には、本条は適用されない。

第九条（移民問題事務所）

(a) 移民問題事務所は、国家労働政策に明示された目的達成に向けて、フィリピン人移住者団体との緊密な関係の維持、彼らの福祉の増進、ならびにデータバンクの設立という国家政策に従って、労働省のもとに創設する。同事務所は、労働省内の一部署であり、主に労働省の人員により構成され、労働省およびその付属機関内で運用できる基金により運営される。その後、充当金は、通常の一般支出金の一部として処理される。

(b) とくに同事務所は、移住者の福利を増進し、本国との緊密な連絡をとるために、左記のことを行う。

- (1) 移住者団体との連絡業務
- (2) 福利および文化サービスの提供
- (3) 母国への再統合の促進
- (4) 移住者団体との政治的、経済的、文化的連携の促進
- (5) 右記の活動により協調の増進に寄与する全般的な企画

第十条（国家船員委員会一大統領令七九七号により廃止）

第二十二条（外国でのサービス業務および関与）

海外のフィリピン人労働者を十全に保護するために、労働省およびフィリピン外交機関、相談機関により正当に指示され、労働関係の外交官、労働報告事務官は、本国から事前の訓令、助言がなくとも、左記の権限と責務を行使する。

(a) その管轄の範囲においてすべてのフィリピン人労働者に對して、雇用にかかるすべての事項について援助を行うこと。

(b) フィリピン人労働者が差別的ないしは不利益取扱いされないことを保障すること。

(c) フィリピン人労働者の關係する契約上の雇用条件が労働法規ならびに海外雇用促進委員会、國家船員会の規則に合致していることを證明するのに必要な確認ないしは認容を行うこと。

(d) 管轄の範囲内で、雇用市場の多面的な調査、研究ならびに勧告を継続すること。

(e) 雇用状況およびその動向に関する情報の収集、分析を行うこと、ならびにその情報を有効に利用すること。

(f) 場合によっては右記の活動に必要とされるその他の責務を遂行すること。

第二二条（外国為替による収入の強制送金）

すべての海外のフィリピン人労働者は、労働省が定める規則に従い、その家族、被扶養者、ないしは受取人に対して、収入の一一定割合を外国為替により送金する義務を有する。

第三三条（委員会の構成）

(a) 海外雇用促進委員会は、労働省長官を議長とし、また労働省次官を副議長として、外務省、国防省、中央銀行、教育・文化省、国家労働力・青少年会議、雇用サービス局のそれぞれの代表、労使の団体の代表およびOEDBの執行機関により構成される。

(b) （国家船員委員会—略）

(c) 委員会は、政策および計画調整のために労働省に所屬する。委員会は、それぞれ海外雇用活動を含め労働力行政に十分な経験を有するフィリピン国民である執行機関を長とする政府の高官により援助される。執行機関は、フィリピン大統領が労働省の勧告により任命し、法定の年間給与をうける。労働省は、他の事務官を任命する。

(d) 会計検査院は、会計検査法およびその付則に従い、正當な監査を行うために委員会に対しても、院の代表を任命する。

第三四条（委員会による規則公布と手数料徵集）

委員会は、その職務を遂行するために必要な規則を公布す

る。委員会に相当額を支払われ専ら委員会の目的達成のために充當される手数料を、関係使用者に課しかつ徴集する権限を有する。

第二節 募集、紹介活動の規制

第二十五条（労働者募集、紹介への民間部門の関与）

国家の発展目標に従い、かつ包括的雇用計画の企画、実行において民間部門の資力および自発性を活用しました最大限利用するため、地方および海外での労働者の募集、紹介に、民間部門は労働省の交付する要綱および規則のもとで関与することができる。

第二六条（旅行代理店の募集禁止）

旅行代理店および航空会社の販売代理店は、有料か否かを問わず、海外雇用への労働者の募集、紹介業務に関与することが禁止される。

第二七条（国籍要件）

フィリピン国民が所有、運営する授権株式ないしは議決権株式を少なくとも七五ペーセント有する、フィリピンの国民・株式会社・組合・企業のみが、地方あるいは海外での労働者の募集、紹介に関与することを許可される。

第二八条（資本金）

採用権限あるいは募集免許更新の申請人は、労働省の定める一定の実質的な資本金を有することが必要である。

第二九条（免許または権限の譲渡禁止）

免許または権限は、直接、間接を問わず、許可された者以外には何人もまたは免許、権限に記載された以外の場所で使用することはできない。また免許、権限は、いかなる個人、団体にも譲渡してはならない。追加事業所の設立もふくめて、事業所の住所・事業者あるいは代表者の任命の変更は、労働省の事前の許可をうけなければならない。

第三〇条（登録料）

労働省は、免許または権限のすべての申請人登録に対しても手数料一覧表を公布する。

第三一条（保証金）

免許または権限のすべての申請人は、所定の募集手続、規則、適正な雇用条件の遵守を保証するために、労働省所定の保証および保証金を公表しなければならない。

第三二条（労働者の手数料）

雇用助成のため民間有料職業紹介業者に依頼する者は、業者の助力により仕事を得るかあるいは仕事を開始するまでは、何

らの手数料を請求されることはない。この手数料は、つねに支払額を明記する適正な領収書により担保される。労働省は適法な手数料一覧表を公表しなければならない。

第三三条（雇用状況報告）

公共の利益にとって必要な場合には、労働省は、本章の適用範囲において、すべての個人、団体に対し、求人・求職の詳細・離職・賃金・その他の雇用条件およびその他の雇用データを含む雇用状況報告の提出を命令することができる。

第三四条（禁止行為）

いかなる個人、事業者、免許取得者、権限保有者に対しても、左記にかかる行為は不法であり、禁止される。

- (a) 直接、間接を問わず、労働長官の定める適法手数料一覧表に明記された額以上に、手数料を変更ないし受領すること、また労働者に対して労働者が実際に受領した貸付金あるいは立替金の額をこえて支払わせること。
- (b) 募集、雇用に関する虚偽の掲示・情報・記録を備え付けあるいは公表すること。
- (c) 本法による免許あるいは許可を確保する目的で、虚偽の掲示・口述・情報・記録を提供し、あるいは不実な行為に関与すること。
- (d) 離職が労働者を抑圧的な雇用条件から自由にするためになされるまでに、労働者を他の使用者に提供する目的で既に採用されている労働者を退職させようと勧誘しまたは勧誘しようとすること。
- (e) 自己を通じた職業紹介に適合しなかった労働者を採用しないように、個人あるいは団体に働きかけあるいは働きかけようとしてすること。
- (f) 公衆衛生、公衆道德あるいはフィリピン共和国の尊厳を害する職業への労働者の募集あるいは紹介に関与すること。
- (g) 労働長官または正當に権限を付与された代表者による調査を妨害しあるいは妨害しようとすること。
- (h) 労働長官の定めた、雇用、求人紹介、外国為替による収入の送金、離職、出国その他の事項あるいは情報に関する状況報告の整理、保存を怠ること。
- (i) 労働省が認証した雇用契約を、当事者による実際の署名時から契約満期までに労働長官の許可なく改定あるいは変更すること。
- (j) 旅行代理店に關係する株式会社の役員あるいは取締役会の役員になること、また旅行代理店の經營に直接間接を問わず関与すること。

(k) 本法および関連規則により認可された者以外に、金銭的対価を目的として出国前に申請労働者提出の旅行記録を留保までは存在を否認すること。

第三五条（免許または権限の停止あるいは取消）

労働長官は、労働省、海外雇用促進委員会、国家船員委員会の公布した諸規則違反、あるいは本法および関連法規または一般命令集の諸条項違反を理由として、海外雇用への労働者の募集免許あるいは権限を停止ないし取消する権限を有する。

第三節 雜則

第三六条（規制権限）

労働長官は、本章の適用範囲内で、すべての業者の募集、紹介活動を制限、規制する権限を有し、また本章所定の各条項を実行し目的を達成するために命令を発布し、諸規則を公布する権限を付与されている。

第三七条（監督権限）

労働長官あるいは正当に権限を付与された代表者は、常時本章適用の個人、団体の事業場、書類、記録を調査することができる。また個人、団体に対して所定形式による定期的な報告を提出させることができる。さらに本章各条項違反に対して措置

することができる。

第三八条（違法募集）

(a) 免許のない者あるいは権限のない者が行つたいかなる募集活動も、本法第三四条で列記された禁止行為も含めて、違法とみなされかつ本法第三九条により罰せられる。

(b) 犯罪組織によりあるいは大規模になされた違法募集は、経済的サポーティッシュにかかわる犯罪とみなされ、本法第三九条に従い罰せられる。

本条第一節で定義した不法かつ違法な取り引き、事業、計画の実行を目的として相互に共謀ないし同盟して三人あるいはそれ以上の集団が行つた場合は、その違法募集は犯罪組織による行為とみなされる。三人あるいはそれ以上の者に対して個人ないし集団として行つた場合には、その違法募集は大規模な行為とみなされる。

(c) 労働・雇用大臣あるいはその正当に権限を付与された代表者は、捜査後その活動が国家の安全および公の秩序を危うくすると判断された場合は、その免許のない者あるいは権限のない者を逮捕、勾留する権限を有する。同大臣は、募集が免許あるいは権限もなく行われた場合には、事務所あるいは事業場の調査、違法募集に使用された記録、装備、施設、その他の用具

の押収、海外雇用への労働者募集の関与の拠点となつた会社、事業所、企業の閉鎖を命令することができる。

第三十九条（罰則）

(a) 違法募集が本法所定の経済的サポタージュを構成する場合は、終身刑および一〇万ペソの罰金に処せられる。

(b) 本章各条項あるいは関連規則に違反しかつ他者に違反させようとした免許保有者あるいは権限保有者は、有罪判決にもとづいて、二年以上五年以下の懲役、または一万ペソ以上五万ペソ以下の罰金、または裁判所の裁量により両罰に処せられる。

(c) 本章所定の免許または権限のない者は、本章各条項またはその関連規則に違反した場合は、有罪判決にもとづいて、五年以上八年以下の懲役、または二万ペソ以上一〇万ペソ以下の罰金、または裁判所の裁量により両罰に処せられる。

(d) 犯罪者が株式会社・組合・団体・企業の場合は、刑罰は違反に責任のある株式会社・組合・団体・企業の役員あるいは役員会に対して課せられる。また役員が外国人である場合は、本章所定の罰則に加えて、手続を省略して国外退去強制とされる。

(e) すべての事案において、有罪判決は、自動的な免許ある。

いは権限の取消、本章所定の個人、団体に認容されたすべての許可および特権の取消、海外雇用促進委員会または国家船員委員会、場合によっては両者の目的推進のために専ら充当する目的での保証金および保証書の没収となる。

第二章 在留資格のない外国人の雇用（略）